

# 犯罪被害者支援

被害者等の置かれた状況を知って下さい



石川県



## 犯罪の被害に遭うとは ～どんな状況に置かれるのか～

ここでは、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」）の方々の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）を知ってもらうため、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを紹介します。

犯罪被害者等は、皆さんの隣人であり皆さん自身でもあります。

いま一度、安全で安心して暮らせる社会の大切さや社会全体で犯罪被害者等を支える大切さを考えてみてください。

### 犯罪被害者等の置かれた状況

#### 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。

この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

#### 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。





## 1 心身の不調

### 直後の状態

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。その結果、次のような反応が見られます。

- ▶ 信じられない、現実として受け止められない
- ▶ 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- ▶ 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- ▶ 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- ▶ 自分が自分でないような気持ちができる
- ▶ 現実感がない、夢の中のような感じがする
- ▶ 事件の時のことがよく思い出せない
- ▶ 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- ▶ 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- ▶ 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- ▶ 体の反応がある  
(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

### 中長期の状態

被害直後のショックが落ち着いても、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

#### <精神的な不調の例>

- ▶ 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- ▶ 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- ▶ 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- ▶ 神経が興奮して落ち着かない

#### <身体的な不調の例>

- ▶ 眠れない
- ▶ 頭痛やめまい、頭が重い
- ▶ 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- ▶ 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- ▶ お腹や身体のその他の部分が痛い
- ▶ 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある





## 子どもの状態

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- ▶ 突然不安になり興奮する
- ▶ なんとなくいつもびくびくする
- ▶ 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える  
(身体の病気でなくても起きます。)
- ▶ 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- ▶ 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- ▶ 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- ▶ 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- ▶ 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

## 2 生活上の問題

### 仕事上の困難

仕事上で小さなミスが増えたり、能率が落ちることもあるほか、治療のための通院や捜査・裁判手続のための欠勤などから、周囲に気兼ねをしたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなるなど、職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得なくなることもあります。

### 不本意な転居など住居の問題

犯罪の被害に遭い、自宅が事件現場になり再被害の恐れがある、近隣のうわさによる耐え難い精神的苦痛、放火などによる住居の毀損、事件現場である自宅の捜査の必要などにより、転居を余儀なくされたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。

### 経済的な困窮（問題）

犯罪被害により生計維持者を失う場合や受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。



## 家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人のほか、家族もショックを受けて、お互い支えあう精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方、感情の表し方や対処方法も異なり、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。時には、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくることもあります。

## 3 周囲の人の言動による傷つき

### 近隣や友人、知人の言動

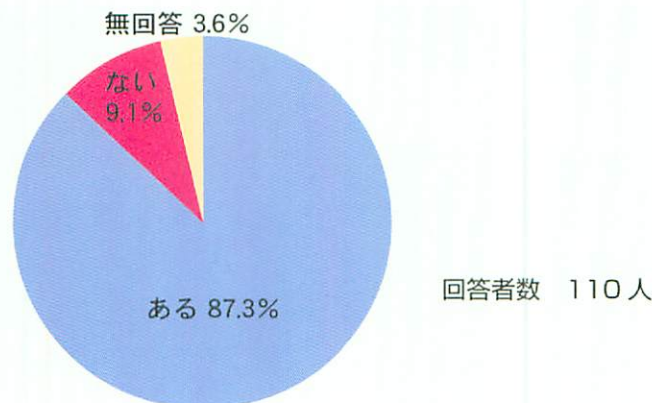
犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立して、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。また、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」と誤った見方をされたりすることもあります。

※事件に関連したことで周囲の人から傷つけられるような出来事を二次的被害といいます。犯罪被害者等は、二次的被害により精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

## <周囲の人から受けた二次的被害の認識>

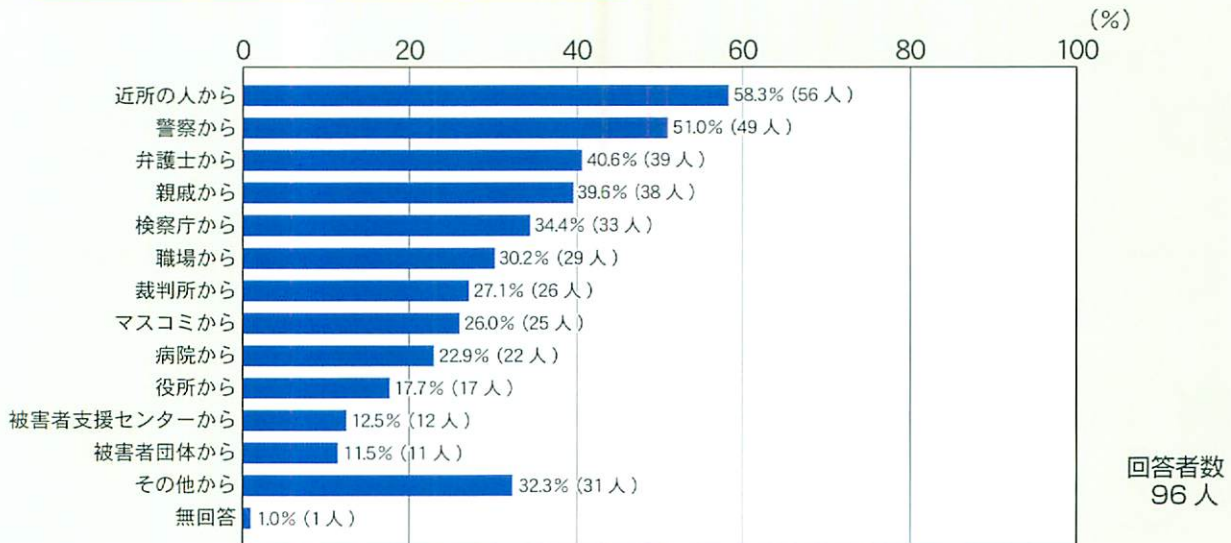
今までに、周囲の人から二次的被害を受けたことがありますか？



「平成18年度被害者支援調査研究事業－犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から－」  
(社団法人被害者支援都民センター)を基に内閣府が作成



## 二次的被害を受けた相手は？



「平成18年度被害者支援調査研究事業－犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から－」  
 (社団法人被害者支援都民センター) を基に内閣府が作成

## 4 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかと不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、苦痛は更に大きくなります。

## 5 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護士から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

また、マスコミの取材により、更に精神的に深く傷つけられることもあります。



## 犯罪被害者等の手記編

犯罪被害者等の置かれた状況を紹介しましたが、多くの困難や誤解などで社会的に孤立し、更に困難な状況に追い込まれてしまう現実があることをご理解していただけたものと思います。

国では、このような困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るため、平成 17 年 4 月に「犯罪被害者等基本法」が施行されるとともに、同年 12 月に「犯罪被害者等基本計画」、平成 23 年 3 月には「第 2 次犯罪被害者等基本計画」が策定され、具体的施策が進められています。

### <実施された主な施策>

- ・ 犯罪被害給付制度の拡充
- ・ 刑事裁判における被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の創設
- ・ 損害賠償命令制度の創設
- ・ 少年審判における傍聴制度の創設 など

しかし、地域社会全体の理解・配慮は十分とはいえず、犯罪被害者等の問題は、一部の人間に例外的に起こることと捉えがちであり、関心も高いとはいえません。

法律や制度が整備されても地域社会全体が犯罪被害者等のことをよく理解し、配慮し、尊厳を尊重して支えていくことが何より大切です。

ここでは、犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知っていただくために、被害者ご遺族の方の手記を紹介します。

手記は

内閣府ホームページ（犯罪被害者等施策）  
(<http://www8.cao.go.jp/hanzai/>)

に掲載されている手記 2 編になります。

凶悪な犯罪や悪質な交通事故により、かけがえのない最愛の家族を失った方々の手記です。ご自分に置き換えお読みいただければと思います。







## 見ててね、守ってね

垣内 奈穂子

2000年、21世紀を目前に『未来』という言葉が飛び交っていた年。パート勤めもあり、やっと下の子ども小学校に入り、楽になったと思った夏。その年、6歳のわが子が死ぬなんて思ってもいませんでした。交通事故はニュースの中の出来事であり、私の人生で、そんなことが起きるなんて…いまだに信じてない気持ちがあります。

21世紀を生きられなかった次男「ゆうすけ」。

幼稚園卒園式で持ち帰った掛け軸、習字の時間に下手な字で書いた文字『みらい』悠佑の未来は、ほんの一瞬『安全確認』を怠っただけで消え去りました。

そしてその人生を消した加害者は、免許を取り消しになっただけであの日からなに一つ生活が変わることなく、その未来を生きている。これからも生きていくであろう。

警笛を鳴らし続けた周りの車、それを無視し、自分も何かひっかけたと思ったのにブレーキも踏まず殺した。

反省している、任意保険加入など、当たり前が理由で執行猶予4年。検察庁の『たいした事故じゃないから』と言う理由でその4年は決定しました。

ふと、悠佑の人生はなんだっただろうと思うときがあります。たった6年、小学校も1学期しか行けませんでした。

悠佑は何のために生まれたの？

私はこうやって社会で闘わせるために生まれ、去っていったの？お母さんの役目はあなたの死を無駄にせず、役立てるため？そんなこと誰かがやってくれるから、悠佑は帰ってきて。

お母さんはそう言いたいよ。でももう帰ってこないんだね。だったらお母さんは頑張るよ。

悠佑に『お母さんすごいねっ』でもう一度会えた時、そう言ってもらえるよう頑張るよ。

悠佑はクレヨンしんちゃんみたいな子だったね。悠佑がいなくなった翌年、クレヨンしんちゃんの映画をお兄ちゃんと観て大泣きしたよ。

大人たちはみんな子供の頃の時代に戻り、子供達の未来が消えるストーリー。未来を消そうとしている悪に向かって必死で戦うしんちゃん。『僕は大人になりたいんだ！』というしんちゃんのセリフが悠佑が言ってるようで心に染みて泣いたよ。

パワフルな悠佑がどんな未来を生きるのかお母さんはとっても楽しみだった。悠佑、そのパワーをお母さんにちょうだい。お母さんはやらなければならないことがあるんだよ。

交通事故が無くなるよう、苦しむ人がいなくなるよう、みんなに伝えなくちゃいけないんだよ。

お母さんはもうちょっと頑張ってみるよ。

間違ってる司法を正して、子供達に安全な社会を残せるようやってみるよ。

見ててね、守ってね。





## 終着駅のないレールを走り…

高松 由美子

事件から七年、もし今生きていたら二十三歳。同級生を眼にしては、「どんな彼女を選んでいるだろう、結婚して子供がいる良きパパに、孫を見ている自分を…」なんて叶わぬ夢を見ながら、歳を数えているが、やはり十五才の学生服のまま。聡至が青年となっている姿など想像ができず、現実に戻され、あの事件から全て止まっている自分に気づかされます。

聡至には、二人の弟がおり、兄を超えた弟達の姿を見るたびに不安になり、戸惑いはかくせません。

あんなに行っていたお墓がとても辛く、人は「時が経てば…」と言う声もありますが、私の気持ちは今もって解決していません。

なぜ、聡至だけがあんな無残な姿で…。「友達や」と言って信じていた同級生とその場に集まった見知らぬ少年によって集団リンチを受けました。病院に駆け付けた私は、目の前の大きな体をゆすっても何も応えず、六十箇所以上ある傷を見て恐怖を感じ、私自身も身体が震えていました。どんな思いで、殴られ、蹴られ相手が十人と言う人数で、一人痛みに耐えていた事だろうか。十倍の恐怖があったろうに…。

意識が薄れる中、何を思っていたのか。その時、聡至の眼から、一筋の涙が流れました。もっともって学生生活をたのしめたはず。夢も希望も一杯あった人生、ずたずたにし、殺されるために生まれてきたはずなどありません。何故、あんなに元気な息子が親より先に逝ってしまうのか。暗闇のトンネルの中に家族全員が入り込みました。

親として「絶対にこんな姿にした者に対し一生許せない」という気持ちと、いいしれない怒りが込み上げてくる自分を抑えることは出来ませんでした。手を合わせた時、息子に誓いました。「聡至が、非行から更生した努力を、お母さんは、生きた証は必ずしてあげる」と、この言葉を支えに今も変わらず心に刻んでいます。

少年法という壁にぶつかり、法を犯した者は法で裁いてもらえる信じ、民事裁判を起こしました。真実を問い、神戸地裁姫路支部から、大阪高裁裁判所へと不服を申立て、全面勝訴しました。本当に裁判とは…、戦い続けるという大変なエネルギーとプレッシャーに負けそうになりながらも身体に鞭打ちしてここまで来ました。それもこれも、ひとりではなかったからです。まずは、弁護士捜しからはじめ、信頼関係ができ、周りの人々の支えもあり、憎しみだけでは生きていけない事に気がつき、そこでもやはり人によって助けをもらい生きていく力をもらいました。憎しみだけではない感情と、人への感謝の気持ちをもてるまでになってきたのも事実です。

事件から終着駅のないレールを犯罪被害者として暗闇のトンネルを、走り始めました列車ですが、何度も通過をし、停車し急ブレーキが掛り、脱線もしたけれど、その度に増え続ける仲間という列車、心強く走り、裁判という大きな駅に着く頃はぼろぼろでした。

暗闇のトンネルから抜けだし、列車もきれいに塗り直し、エネルギーを十分補給をし、又、走り始めました。振り返って見ると、何十台もの列車になって力強く、犯罪被害者が同じレール、同じ駅にたどり着くまで、何百台の列車で走り続けるのでしょうか。

これが、息子（聡至）への宿題の半分であって、答えのない答えを求めながら、後の残りをやり通す事が自分の使命であり、聡至も自分の為でなく、社会の為につながると信じて、これからも走り続けたいと思っています。



## 資料編

### 県・市町 犯罪被害者等総合窓口（担当課）一覧

県・市町では、犯罪被害者等の方が抱える困りごとや悩みごとをお聞きし、それらの問題に対応する相談機関や窓口を紹介しています。

どこに相談してよいか分からないときは、お問い合わせください。

市町名	担当課	電話	支援総合窓口	電話	備考
石川県	県民生活課	076-225-1387	同左	同左	8:30～17:45
金沢市	市民参画課	076-220-2026	市民相談室	076-220-2222	9:00～17:00
七尾市	市民男女協働課	0767-53-1112	同左	同左	8:30～17:15
小松市	あんしん生活課	0761-24-8070	同左	同左	8:30～17:30
輪島市	総務課	0768-23-1111	同左	同左	8:30～17:15
珠洲市	危機管理室	0768-82-7725	同左	同左	8:30～17:15
加賀市	防災防犯対策室	0761-72-7891	同左	同左	8:30～17:15
羽咋市	総合窓口課	0767-22-5940	同左	同左	8:30～17:15
かほく市	市民生活課	076-283-7124	同左	同左	8:30～19:00
白山市	防災安全課	076-274-9537	市民相談室	076-274-9531	8:30～17:15
能美市	環境生活課	0761-58-2217	同左	同左	8:30～17:15
野々市市	環境安全課	076-227-6051	同左	同左	8:30～17:15
川北町	総務課	076-277-1111	同左	同左	8:30～17:15
津幡町	総務課	076-288-2120	同左	同左	8:00～17:15
内灘町	総務課	076-286-6720	同左	同左	8:30～17:30
志賀町	生活安全課	0767-32-1111	同左	同左	8:30～17:15
宝達志水町	環境安全課	0767-29-8140	同左	同左	8:30～17:15
中能登町	総務課	0767-74-1234	同左	同左	8:30～17:30
穴水町	生活環境課	0768-52-3770	同左	同左	8:30～17:30
能登町	総務課	0768-62-8510	同左	同左	8:30～17:15

何れも月～金（土・日・祝、年末年始は除く）

### 個別相談窓口のご案内

（石川被害者等支援連絡協議会）

#### 犯罪被害者

金沢地方検察庁被害者ホットライン…………… 076-221-3573  
犯罪被害者に対する支援（月～金）8:30～17:15

金沢弁護士会 犯罪被害者支援法律相談 076-221-0242  
（月～金）10:00～17:00（電話・面接とも初回無料）  
法律問題・有料面接相談  
（月～金）13:00～15:30 事前に電話予約（5名まで）

金沢保護観察所…………… 076-261-0089  
意見等聴取制度・心情伝達制度の利用、相談  
（月～金）8:30～17:15

公益社団法人石川被害者サポートセンター …… 076-226-7830  
犯罪等による精神的被害（弁護士による法律相談あり）  
（火～土）13:30～16:30

法テラス 犯罪被害者支援…………… 0570-079714  
（月～金）9:00～21:00（土）9:00～17:00

法テラス…………… 0570-078374  
法的トラブルに関する情報提供・民事法律扶助  
（月～金）9:00～21:00（土）9:00～17:00

法テラス石川…………… 050-3383-5477  
法的トラブルに関する情報提供・民事法律扶助  
（月～金）9:00～17:00

警察安全相談室…………… 076-225-9110・#9110  
警察全般に関する相談・要望  
24時間

POLICE HELP LINE(警察)…………… 076-225-0555  
来日外国人の被害相談（月～金）9:00～17:00  
（英語・北京語・スペイン語・ポルトガル語）



## 交通事故

県庁相談コーナー ..... 076-225-1690  
(月～金) 9:00～17:00  
奥能登行政センター(事前に電話予約) ... 076-225-1690  
第2(火) 13:00～15:00  
交通事故相談所(石川県交通安全活動推進センター)  
(月～金) 8:30～17:15 ..... 076-238-0496

## 消費生活・多重債務

石川県消費生活支援センター ..... 076-267-6110  
(月～金) 9:00～17:00 (土) 9:00～12:30  
金沢市近江町消費生活センター ..... 076-232-0070  
(月～金) 9:00～17:00 第3日曜 9:00～17:00  
金沢弁護士会(クレスラ多重債務無料法律相談)  
面接相談(火・水・木) 10:00～12:30 要予約

## 暴力団

暴力110番(警察本部) ..... 076-266-1100  
24時間(その他 大聖寺署・小松署・七尾署に設置)  
暴力団問題相談電話(公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター)  
(月～金) 8:30～17:15 ..... 076-247-8930

## 子ども

小立野青少年相談室(少年鑑別所) ..... 076-231-1603  
非行・知能・性格等青少年の問題  
(月～金) 9:00～16:00

子どもの人権110番(法務局) ..... 0120-007-110  
(月～金) 8:30～17:15

石川県中央児童相談所 ..... 076-223-9553  
親と子どもの悩み (月～金) 8:30～17:15

石川県教育センター ..... 076-298-1699  
24時間いじめ相談テレホン

家庭教育電話相談(教育委員会等) ..... 076-263-1188  
(月・火・木・金) 9:00～17:00 (水・土) 9:00～21:00

母子父子寡婦相談 ..... 076-264-0503  
ひとり親家庭の問題  
(日～金) 9:00～16:00 第3(日)・(祝) 除く

金沢市教育プラザ富樫 ..... 076-243-0874  
こども総合相談センター相談電話  
(月～金) 9:00～21:00 (土・日・祝) 9:00～17:00  
こども専用相談電話(フリーダイヤル) ..... 0120-92-8349  
(月～金) 14:00～21:00 (土・日・祝) 9:00～17:00  
いじめ相談 ..... 076-243-1019  
(月～金) 9:00～21:00 (土・日・祝) 9:00～17:00  
虐待通報 ..... 076-243-8348  
24時間

金沢弁護士会  
子どものなやみごと相談 ..... 076-221-0831  
(木) 12:30～16:30(電話・面接とも無料)

子育て・虐待予防ほっとライン(民間) ... 076-296-3141  
子供への虐待(木・土) 10:00～16:00

ヤングテレホン(警察) 0120-497-556・076-225-0330  
少年非行問題  
(月～金) 9:00～17:45  
いじめ110番 ..... 0120-61-7867  
いじめに関する相談 24時間

## 人権

法務局人権相談  
常設相談所 ..... 0570-003-110  
電話をかけた最寄りの法務局につながります。  
(金沢) ..... 076-292-7808  
(小松) ..... 0761-22-6300  
(七尾) ..... 0767-53-1721  
(輪島) ..... 0768-22-0426  
(月～金) 8:30～17:15

## 女性・配偶者暴力(DV)

女性の人権ホットライン(ナビダイヤル) 0570-070-810  
(月～金) 8:30～17:15 <女性相談員は要予約>

石川県女性相談支援センター ..... 076-223-8655  
配偶者等のDV相談・女性の様々な問題  
(月～金) 8:30～17:15 <面接相談>  
DVホットライン(女性専門電話相談) ... 076-221-8740  
(月～金) 9:00～21:00 (土・日・祝) 9:00～17:00

女性なんでも相談室 ..... 076-231-7331  
(月～金) 9:00～17:00 <受付は16:30まで>

金沢市女性相談支援室 ..... 076-220-2554  
女性の身上・女性への暴力等  
(月～金) 9:00～16:00

金沢弁護士会(女性の権利110番) ..... 076-221-0242  
第3(木) 12:30～14:30 <電話・面接とも無料>

レディース通話110番(警察) ..... 076-225-0281  
性犯罪被害 <相談員> 女性相談員  
(月～金) 9:00～17:00

## 心の健康

石川県こころの健康センター ..... 076-238-5761  
心の健康相談・DV加害男性からの悩み  
(月～金) 8:30～17:15

こころの相談ダイヤル ..... 076-237-2700  
心の健康相談・性の悩み  
(月～金) 9:00～16:00

石川県南加賀保健福祉センター ..... 0761-22-0796  
// 加賀地域センター ..... 0761-76-4300

石川県石川中央保健福祉センター ..... 076-275-2250  
// 河北地域センター ..... 076-289-2177

石川県能登中部保健福祉センター ..... 0767-53-2482  
// 羽咋地域センター ..... 0767-22-1170

石川県能登北部保健福祉センター ..... 0768-22-2011  
// 珠洲地域センター ..... 0768-84-1511  
(月～金) 8:30～17:15

金沢こころの電話(民間) ..... 076-222-7556  
シルバーこころの電話 ..... 076-260-7272  
(月～金) 18:00～23:00 (土) 15:00～23:00  
(日・祝) 9:00～23:00

悲しみ110番(民間) ..... 076-233-0110  
死別・喪失の悩み  
(月・水・金) 18:00～20:00

金沢弁護士会 ..... 076-221-0242  
高齢者・障がいのある方のための無料法律相談  
第1・3(火) 10:00～12:30



# 思いやる 心が支援の 第一歩

【平成24年度 犯罪被害者等に関する標語 最優秀作品】

内閣府ホームページ（犯罪被害者等施策）

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/>

石川県警察ホームページ【安全な暮らし・防犯対策→被害者支援】

<http://www.police.pref.ishikawa.lg.jp/>

公益社団法人石川被害者サポートセンターホームページ

<http://www.ishikawa-vsc.org/>

石川県県民文化局県民生活課

TEL 076-225-1387

FAX 076-225-1389

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatu/higaisya/hanzai01.html>